

自立支援協議会に結びつく身近な相談窓口

障害福祉サービス、障害程度区分についての相談や申請

各区高齢者・障害者相談コーナー

●門司区(高齢者・障害者相談係) 門司区清滝一丁目1-1	TEL 321-4800	FAX 331-3684
●小倉北区(高齢者・障害者相談係) 小倉北区大手町1-1	TEL 582-3430	FAX 562-1382
●小倉南区(高齢者・障害者相談係) 小倉南区若園五丁目1-2	TEL 952-4800	FAX 923-0520
●若松区(高齢者・障害者相談係) 若松区浜町一丁目1-1	TEL 751-4800	FAX 751-2344
●八幡東区(高齢者・障害者相談係) 八幡東区中央一丁目1-1	TEL 671-4800	FAX 662-2781
●八幡西区(高齢者・障害者相談係) 八幡西区黒崎三丁目15-3	TEL 645-4800	FAX 642-2941
●戸畑区(高齢者・障害者相談係) 戸畑区千防一丁目1-1	TEL 881-4800	FAX 881-5353

18歳未満の相談

子ども総合センター

●戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた5階	TEL 881-4556	FAX 881-8130
---------------------	--------------	--------------

特別な支援を必要とする幼児児童生徒に関する就学相談・教育相談

北九州市立特別支援教育相談センター

●小倉南区春ヶ丘10-2	TEL 921-2230	FAX 923-3010
--------------	--------------	--------------

障害のある人の住まい、暮らし全般に関する相談

北九州市障害者基幹相談支援センター

●戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階	TEL 861-3045	FAX 861-3095
---------------------	--------------	--------------

重症心身障害児等の医療・生活相談や施設・保育所等における対応や専門技術に関する相談

北九州市立総合療育センター地域支援室

●小倉南区春ヶ丘10-2	TEL 922-6886	FAX 952-2713
--------------	--------------	--------------

障害のある人の仕事に関する相談

北九州障害者しごとサポートセンター

●戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階	TEL 871-0030	FAX 871-0083
---------------------	--------------	--------------

発達障害(自閉症・高機能自閉症・学習障害・アスペルガー症候群・注意欠陥多動性障害)に関する相談

北九州市発達障害者支援センターつばさ

●小倉南区春ヶ丘10-2	TEL 922-5523	FAX 922-5523
--------------	--------------	--------------

精神科病院から出て暮らそうと思う場合の相談

北九州市立浅野社会復帰センター(精神障害者地域移行支援事業)

●小倉北区浅野二丁目16-38	TEL 531-3823	FAX 513-2571
-----------------	--------------	--------------

市民の障害児者福祉全般の窓口

北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課

●小倉北区内1-1	TEL 582-2424	FAX 582-2425
-----------	--------------	--------------

北九州市障害者自立支援協議会事務局 「北九州市障害者基幹相談支援センター」

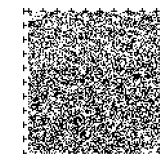
北九州市戸畑区汐井町1番6号

TEL 093-861-3045 FAX 093-861-3095

■ホームページ／ <http://kitakyushu-net.shien-c.com>
(北九州市障害者自立支援協議会)

<http://www.shien-c.com>
(北九州市障害者基幹相談支援センター)

■メールアドレス／ chiiki@shien-c.com



北九州市障害者自立支援協議会

- 交通事故で入院して今度退院するが自宅で生活出来るか不安。
- 仕事に就きたいがどんな手続きをすれば良いかわからない。
- ずっと面倒をみてくれてきたお母さんが入院する。
どうしたら良いかわからない。
- 息子が何度仕事の面接に行っても断られる。
- 病院に長年入院してきたが、できればアパートで暮らしてみたい。

こんなお悩み
ありませんか？

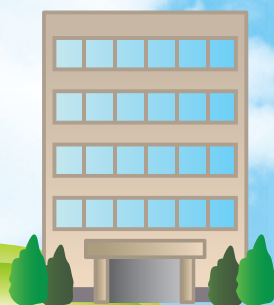
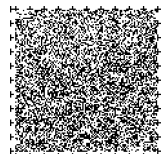


～障害児者が地域で安心して暮らせるための協議会～

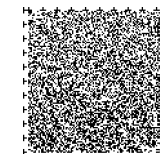
自立支援協議会とは・・・

平成18年4月に施行された障害者自立支援法において地域福祉の推進のために関係者のネットワーク作りを主として都道府県と市町村に位置づけられたものです。

当事者、ご家族、相談支援機関、民間事業者、教育機関、医療機関、労働機関、行政が参画・協力して当市で障害のある人が安心して暮らしていけるように取り組んでいく協議会です。



自立支援協議会とは？



相談者のニーズに応えます。

- サービス申請で行政窓口や相談支援機関に訪れた方のニーズに応えられるように、適切な取り組みを進めていきます。

関係者・機関との連携強化に努めます。

- 必要に応じて開催される個別支援会議やサービス担当者会議への関係者参加を実現いたします。
- 総会をはじめ各種部会やワーキング等への関係者参加を積極的に進めます。

地域のネットワーク構築を図ります。

- 個別支援会議や地域ネットワーク部会、地域生活支援研究会を通じて地域のネットワークづくりを進めます。

ホームページ等を利用して市民に広く周知します。

- 障害福祉関連の情報をいち早く、ホームページに掲載いたします。

● 個別支援会議

市内の相談窓口等が相談者からの相談を受けて、おひとりおひとりのニーズに応じて、適宜開催します。その際、ニーズを解決するために必要となる関係者・機関への参加調整等を行います。

- 各区役所窓口
- 委託相談支援機関

● 指定相談支援事業所等

- 特定相談支援
障害福祉サービスを利用する前にサービス利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の相談支援
- 地域移行支援
病院や施設から地域生活に移行するための活動に関する相談支援
- 障害児相談支援
障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の相談支援

● 定例支援会議

市内の相談窓口機関と「個別支援会議」の開催が必要な障害のある人たちの相談内容を確認しながら、地域課題を抽出し、その解決に向けた協議を行うとともに、社会資源等の情報を共有します。

● 指定相談支援事業所等連絡会議

- 市内の相談支援事業所の相談支援専門員のネットワーク構築の基盤整備を進めつつ、対応困難な事例を披瀝する等して、課題の明確化および解決に向けた協議、利益相反を招かない適正運用のあり方等を協議します。
- 相談支援専門員等を対象とした「相談支援従事者スキルアップ研修」の企画・実施を検討します。

● 地域ネットワーク部会

- 障害のある人たちが地域の中で安心・充実して暮らしていけるように、地域の様々な関係者・機関の方々とともに、地域のネットワークの構築に向けて協議します。また、必要に応じて調査・研究を行い、新たな施策提言等を行います。
- 「障害者地域生活支援研究会」のテーマ選定を行います。

● 地域生活支援研究会

毎月、障害のある人たちの地域生活に関するテーマで研究会を開催し、当事者・家族や関係者・機関、その他関心のある人と広く意見交換を行い、その意見を集約して、障害者自立支援協議会の運営に反映させます。

● 権利擁護部会

各会議等で報告された対応困難事例や虐待事例等から、当市における障害者の虐待防止・予防のシステム及びネットワーク構築、啓発・研修等について協議します。

● 事務局会議

自立支援協議会全体の運営の円滑化を目指し、全体構造の見直し等を行います。

総会

障害のある人やそのご家族、関係者

相談

地域課題の解決に向けて、自立支援協議会の6つの機能が活かされています。

- ①情報機能
- ②調整機能
- ③開発機能
- ④教育機能
- ⑤権利擁護機能
- ⑥評価機能